

使用上の注意事項(滋賀県立武道館)

2024 年 10 月 23 日

1. 受動喫煙防止について

敷地内全面禁煙です。利用者に周知ください。(令和2年4月～)

屋外(周辺路上)でも周囲の状況に配慮すること【受動喫煙防止】が健康増進法上、義務付けられています。特に、施設前の歩道は狭く、喫煙場所には適しません。

2. 履き物の区別について

競技場内でのスリッパの使用は禁止です。

空手審判用シューズは試合場内のみとします。

3. 駐車場について

(1)屋内駐車場およびスポーツ広場は、大会時は役員駐車場になるので、必ず駐車場係員を配置し、大会選手・応援者と区別して安全誘導・案内をお願いします。

(2)大会見学者や送迎の車(役員除く)が、武道館前空き地、別館駐車場への通路(駐禁区域)、路上に駐車など見受けられることがあります。とくに武道館前道路は事故につながり危険のため、停車・駐車のを禁止を徹底してください。

(3)近隣量販店等への無断駐車は、迷惑となります。大会要項への記載、放送での注意、係員の配置、看板の設置(施設で用意してあります)など指導の徹底とご協力をお願いします。

4. 事前打ち合わせについて

(1)遅くとも1ヶ月前までに職員との打合せをお願いします。(大会の準備から後始末までのスケジュール表をご持参ください。)

①大会規模、②参加者数の確認、③使用時間の確認(開館時間)、④付帯設備使用等の確認、⑤大会関係用具の搬入・搬出、⑥屋内駐車場の割り振り、⑦駐車場係の配置⑧マイクロバスの台数、⑨販売物品等の確認(物品販売等により消防署や保健所への届け出が必要な場合がありますのでさらに早めに打合せください。)など。

(2)ゴミについては、持ち帰りをお願いします。なお、業者に回収を委託される場合は、打合せ時に報告願います。

5. 駐車場・会場内とも盗難には十分ご注意ください。特に貴重品管理の徹底を指示してください。

6. 自然災害について

使用中に注意報等発令された場合、利用者の安全対策にも十分配慮ください。

また、特別警報発令時は、その時点で利用中止となりますので、予めご了承願います。

7. 忘れ物・落とし物は、(貴重品除く)3ヶ月で処分しますのでご承知願います。

※特例使用で仮申請された大会の変更および全面から部分使用への変更はできません。

また、やむなく中止される場合はできるかぎり早い時期に所定の用紙(取り消し届け)による手続きをお願いします。

※利用料金は事前(利用当日も含む)払いとなります。

※1か月前までに事前打合せがない場合は、早朝または夜間の超過の利用をお断りすることがあります。ご了承ください。

※上記項目および事前打ち合わせで確認した事項(ルール)、また職員の指示と異なる利用が見受けられた団体については、以降の利用をお断りすることがあります。

〈スケジュール調整会議 今後の日程〉

- ・特例使用スケジュール調整会議 12月6日(金)
- ・特例使用承認の提出(会長あて) 12月下旬予定
- ・承認通知の発送(各使用団体あて) 1月上旬予定
- ・各使用団体確認書の提出 1月中旬予定

〈一般使用受付〉

- ・2月8日(土)～